

障精発 0930 第 2 号
令和 3 年 9 月 30 日

都道府県
指定都市
各 中核市
市町村
障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて（通知）

日頃より、自立支援医療の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項に基づく支給認定（以下「支給認定」という。）については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙に基づき、各地方自治体において、事務を実施いただいているところです。

支給認定に関する事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」という。）第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及びマイナンバー法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）の運用により、申請時における住民票の写し等添付書類の省略が可能となっています。

一方で、障害年金等の給付のうち、一部の給付については情報連携の対象とはなっておらず、当該給付を受ける自立支援医療受給者については、従来どおり障害年金等による収入を確認する書類の提出が必要となることから、支給認定時における自治体の事務負担を軽減する観点から、情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて、別紙のとおり実施することといたしますので、支給認定事務の運用に遺漏なきよう努めるとともに、関係機関に対する周知につき御配慮

をお願いいたします。

なお、本通知については、省内関係部局、関係府省庁、障害年金等支給機関と協議済みであること、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。